



仙台高等裁判所			
受付			
5. 7. 21			
〔	午前	時	分
	第	号	

令和5年(ネ受)第25号 上告受理申立て事件

申立人 佐藤俊彦 外1338名

相手方 国

上告受理申立理由の要旨

2023(令和5)年7月21日

最高裁判所御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 平松 真二 郎



1 原判決は論理矛盾に陥っていること

原判決は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決(最高裁平成16年4月27日三小法廷判決民集58巻4号1032頁)、関西水俣病訴訟最高裁判決(最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決民集58巻7号1802頁)、泉南アスベスト訴訟最高裁判決(最高裁平成26年10月19日第一小法廷判決民集68巻8号799頁)、建設アスベスト神奈川1陣訴訟最高裁判決(最高裁令和3年5月17日第一小法廷判決民集75巻5号1359頁)で確立されてきた国や公共団体の規制権限不行使の違法性判断の定式に則り、①原子力安全規制法令の趣旨、目的、権限の性質、②予見可能性、③国の作為義務、④期待可能性、⑤結果回避可能性について順次判断を示している。

そのうえで、原判決は、万が一にも原子炉災害を起こしてはならないという原子力発電所の安全規制法令の趣旨、目的を十分に踏まえて、予見可能性、経済産業大臣の作為義務、結果回避のための具体的な対策、結果回避可能性の各論点について深く考察し、国の不作為について「原子力基本法の基本方針である原子力発電所の施設を規制することにより公共の安全を確保する権限がもっぱら経済産業大臣に委ねられていたことからすれば、極めて重大な義務違反である。」としながら、最後になって「必ず、……防げたとは断定できない」との判断要件を持ち出して国の責任を否定しており、原判決は、全く異なる2つの論理を判示しており、論理矛盾を含んだ判決である。

2 原判決の「防護措置の方法の選択において幅のある可能性」に関する判断は、

経験則に反し、技術基準省令、電気事業法、国賠法1条1項の解釈に関する重要な事項に関する判断を誤ったものであること（上告受理申立て理由第1点 法令違反）

原判決は、東電が南東側のみならず東側からの津波の浸入を想定した防潮堤の建設の措置に加えて「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋の水密化」の措置をとっておけば、「非常用電源設備が浸水して機能を喪失し、全電源を喪失して炉心溶融を起こすような重大事故の発生は、相当程度高い可能性をもって避けられたはずである。」と判断しながら（23頁）、上記した防護措置について幅のある可能性があるとの指摘に続いて、「とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできない」と言って、仮定的判断として結果回避可能性を否定している点は、結果回避措置において法が求めている経済産業大臣の最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた調査及び審査という監督行政過程があることを仮定的な判断に組み込まないで行ったものであり、これは、技術基準省令、電気事業法、国賠法1条1項に関する重要な事項に関する解釈を誤っている。

- 3 原判決が、結果回避可能性について、「必ず防げたとは断定できない」として規制権限不行使の違法性が認められないことを理由に国の責任を否定したと解する場合、原判決の違法性の判断のあり方は、過去の最高裁判例に明らかに反すること（上告受理申立て理由第2点 判例違反）

筑豊じん肺訴訟事件最判、関西水俣病訴訟最判、泉南アスベスト訴訟最判、建設アスベスト神奈川1陣訴訟最判を通じて、定式化された規制権限不行使の違法性判断枠組みにおける違法性の判断は、①規制権限を定めた法令の趣旨・目的とその規制権限の性質、②想定される被害・損害の内容と性質、③損害発生の予見可能性の有無と程度、④予見される結果を回避するための規制権限行使の可能性とそれに対する期待可能性が基本となると解される。そして、規制権限が行使されていた場合の結果回避について、「被害拡大を相当程度防ぐことができた」（筑豊じん肺訴訟最判）という関係が認められれば足りるものとされてきたところであって、原判決が、規制権限が行使された場合に「必ず」結

果が回避されたことを要件に付加している点で、これまでの最高裁判例に違背する判断である。

4 原判決が、因果関係が認められないことを理由に国の責任を否定したと解する場合、原判決の因果関係の判断のあり方は、過去の最高裁判例に明らかに反すること（上告受理申立て理由第3点 判例違反）

原判決が、因果関係を否定したものと理解する場合、その因果関係判断については、

- ① 因果関係が認められるための要件として、作為義務を履行すれば結果を回避することができたと「断定」できることを求めているが、訴訟上の因果関係証明について、「必ず」「断定できる」までの水準を要求する点において、「高度の蓋然性」で足りるとしたルンバール事件最高裁判決（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁。）をはじめとするこれまでの最高裁判例に反している。
- ② 防護措置の選択には「幅のある可能性」があると指摘し、事実上、想定し得る防護措置のうち、いかなる防護措置が採られたはずであるかという点について原告側に立証責任を課しているが、原告側に極めて困難な（事実上不可能な）立証を要求するものであり最高裁平成11年2月25日第一小法廷判決（いわゆる肝がん見落とし事件最高裁判決）等の最高裁判例に反している。

5 原判決が、一審原告らが違法の時期として主張した2008（平成20）年11月時点での予見可能性、結果回避手段に関する「具体的事情」を考慮することなく国の責任を否定したことは、最高裁判例及び経験則に反し、国賠法1条1項の解釈に関する重要な事項に関する判断を誤ったものであること（上告受理申立て理由第4点 法令違反、判例違反）

規制権限不行使の国賠法上の違法性が問われたこれまでの累次の最高裁判所の判例は、特定の規制権限の行使が義務付けられる時期を明示的に特定し、その当時の具体的事情（予見可能性、結果回避可能性、期待可能性等）を総合考慮して、国賠法上の違法性を判断しているにもかかわらず、原判決は、違法判断の対象時期として2002（平成14）年末以降としかしておらず、一審原告ら

が主張した 2008（平成 20）年当時の具体的事情に基づく判断を明示的に行っていない点において判例に反し、かつ、その誤りの結果として、2008（平成 20）年時点の具体的事情を踏まえて求められる規制権限行使の内容の特定も欠き、これを行なった場合に損害の発生回避ができたか否かについての判断をも欠落させ、結果として因果関係の認定・判断を誤っている。

6 原判決において一審原告らの損害として認容された損害額（慰謝料額）は、著しく不相当で経験則又は条理に反するものであり、原判決の判断は、原賠法 3 条 1 項及び国賠法 1 条 1 項の解釈を誤っていること（上告受理申立て理由第 5 点法令違反、判例違反）

原判決が、故郷の変容ないし地域生活の損傷の事実が認定しなかったこと及び原判決において認定した被害の継続期間は、それぞれ、いずれも著しく不相当であり経験則又は条理に反するものであり、原判決が偏頗な認定事実に基づいて行った慰謝料額の算定評価には、原賠法 3 条 1 項及び国賠法 1 条 1 項の解釈を誤った違法がある。

7 上告受理の必要性

原判決が論理矛盾に陥り、法令違反、判例違反に陥った原因は、2022（令和 4）年 6 月 17 日付最高裁判決（以下「6.17 最判」という。）が国の責任を否定したことから、その結論に従ったことにあると指摘されているところであるが（吉村意見書 3～5 頁）、そもそも 6.17 最判には、規制権限不行使の判断定式に従わず、法令の趣旨目的、津波の予見可能性に関する判断を欠落させた結果、国の規制権限不行使が違法であったか否かの判断を回避しながら、結果回避可能性ないし因果関係についてのみ判断を行い国の責任を否定している点で、法令解釈の重要な事項に関する誤りがあり、そのほか、民訴法 321 条に違反して原審で認定されていない事実に基づき判断を下した違法があり（なお、その事実自体、事実誤認の可能性もある）、先例としての拘束性はなくかつ見直されるべきであり、そのためにも本件上告受理申立ては上告事件として受理されたうえで適法かつ公正な審理判断がなされる必要がある。

以上